

# 静 岡 市 報

No.33

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

## 目 次

### 条 例

静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	3
静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正	3
静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正	4
静岡市職員の給与に関する条例の一部改正	4
静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正	10

### 規 則

静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部改正	13
静岡市老人憩の家条例施行規則の一部改正	18
静岡市世代間交流センター条例施行規則の一部改正	19
静岡市清水海洋活動センター条例施行規則の一部改正	21
静岡市都市公園条例施行規則の一部改正	23
第10回静岡市営静岡競輪前節及び第10回静岡市営静岡競輪後節の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則の制定	29
静岡市会計規則の一部改正	30
静岡市消防団の組織等に関する規則の一部改正	32
静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正	33
職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則の廃止	33

### 教育委員会規則

静岡市公民館条例施行規則の一部改正	34
静岡市図書館条例施行規則の一部改正	35
静岡市視聴覚教育施設条例施行規則の一部改正	36
静岡市博物館条例施行規則の一部改正	37
静岡市青年研修センター条例施行規則の一部改正	38
静岡市少年自然の家条例施行規則の一部改正	39
静岡市青少年の家条例施行規則の一部改正	40
静岡市文化財資料館条例施行規則の一部改正	41
静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例施行規則の一部改正	42
静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部改正	43
静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部改正	44
清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の廃止	45
静岡市教育委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正	45
職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則の廃止	46

### 人事委員会規則

静岡市人事委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正	47
静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正	47
静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正	48
職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則の制定	49

企業局管理規程	
静岡市公営企業管理者の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の一部改正	50
静岡市企業局事務専決規程の一部改正	50
市 訓 令	
静岡市公文書管理規程の一部改正	51
静岡市警備員服務規程の一部改正	52
消防本部訓令	
静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正	53
市 告 示	
地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による歳入金の徴収又は収納事務の委託を定めた告示の一部改正	53
市議会告示	
静岡市議会事務局処務規程の一部改正	54
静岡市議会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の一部改正	55
監査委員告示	
静岡市監査委員の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の一部改正	55
固定資産評価審査委員会告示	
静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の一部改正	55
農業委員会告示	
静岡市農業委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の一部改正	56
選挙管理委員会告示	
地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等の合算額	56
静岡市農業委員会委員選挙の投票区の区画指定の一部改正	57
葵区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定による選挙人名簿からの抹消	58
公職選挙法の規定による在外選挙人名簿からの抹消	58
検察審査会法の規定による平成18年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名	58
公職選挙法による静岡市葵区の選挙投票区の区画を指定した告示の一部改正	59
駿河区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定による選挙人名簿からの抹消	59
公職選挙法の規定による在外選挙人名簿からの抹消	59
検察審査会法の規定による平成18年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名	60
清水区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定による選挙人名簿からの抹消	60
公職選挙法の規定による在外選挙人名簿からの抹消	60
検察審査会法の規定による平成18年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名	61

## 条 例

静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第173号

静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第 2 条 静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の210」を「100分の212.5」に、「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成17年12月 1 日から、第 2 条の規定は平成18年 4 月 1 日から施行する。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第174号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第 2 条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100分の210」を「100分の212.5」に、「100分の235」を「100分の

232.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成17年12月 1 日から、第 2 条の規定は平成18年 4 月 1 日から施行する。

静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第175号

静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成15年静岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第 2 条 静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100分の210」を「100分の212.5」に、「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成17年12月 1 日から、第 2 条の規定は平成18年 4 月 1 日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに制定する。

平成17年11月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第176号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第 3 項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35を」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40を」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	124,900	153,400	190,300	254,800	295,000	328,300	365,700	413,500
	2	129,200	159,200	197,400	263,600	305,000	340,200	377,700	427,600
	3	133,600	169,700	204,500	274,000	315,000	352,100	389,800	441,800
	4	138,000	176,300	216,900	283,100	325,300	363,800	402,000	456,000
	5	142,400	183,300	224,800	292,500	335,600	375,300	414,200	469,900
	6	147,600	190,300	233,200	302,300	345,900	386,700	426,100	483,800
	7	153,400	197,400	243,100	311,900	355,700	398,100	437,900	497,500
	8	159,200	204,500	252,200	321,800	365,100	409,600	449,000	511,300
	9	169,700	216,900	260,700	331,600	374,500	421,000	460,000	525,000
	10	176,300	224,800	272,600	341,300	383,700	431,700	470,600	538,700
	11	183,300	233,200	281,600	350,600	392,900	441,300	480,000	549,800
	12	189,100	242,100	290,700	359,700	402,200	450,700	488,700	556,800
	13	194,300	251,000	299,800	368,700	410,700	458,300	496,000	563,700
	14	199,500	259,400	309,100	377,300	418,600	464,700	502,900	569,700
	15	204,600	267,700	318,300	385,700	424,400	471,200	507,200	574,200
	16	209,500	276,000	327,500	392,700	429,900	475,600		
	17	213,800	284,000	336,700	402,200	433,700	479,900		
	18	218,200	291,900	345,900	410,700	437,400	484,000		
	19	222,400	299,500	355,100	418,600	441,300			
	20	226,700	306,800	363,900	424,400	444,800			
	21	229,800	313,700	372,600	429,900	448,400			
	22	232,700	320,500	380,000	433,700				
	23		326,400	385,500	437,400				
	24		332,000	390,500	441,300				
	25		335,600	393,800	444,800				
	26		338,900	397,300	448,400				
	27		342,000	400,700					
	28		344,200	404,100					
	29			407,500					
	30			410,800					
31			414,200						
再任用職員		149,200	186,300	250,200	291,000	329,300	363,600	398,000	450,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第34条及び第35条に規定する職員を除く。

## 別表第 2 (第 5 条関係)

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	278,700	344,900	423,100
	2	294,000	361,400	435,900
	3	310,000	378,000	447,800
	4	326,200	394,500	459,500
	5	342,500	406,900	470,800
	6	358,800	423,100	482,000
	7	375,200	435,900	492,600
	8	391,700	447,800	503,000
	9	404,200	459,500	513,000
	10	415,500	470,800	522,500
	11	426,000	482,000	532,200
	12	435,500	492,600	541,000
	13	444,000	503,000	549,600
	14	455,500	513,000	558,100
	15	466,200	522,500	566,400
	16	476,900	532,200	574,700
	17	487,200	541,000	582,500
	18	496,800	549,600	590,200
	19	506,400	558,100	598,000
	20	514,700	566,400	605,700
	21	523,000	574,700	
	22	531,400	582,500	
	23		587,100	
再任用職員		344,400	395,400	462,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	143,700	169,200	282,300	340,000
	2	150,400	175,600	291,800	351,500
	3	157,000	181,900	305,000	363,100
	4	164,500	188,300	315,000	374,600
	5	175,600	194,900	325,000	385,900
	6	181,900	204,200	334,900	397,300
	7	188,300	211,200	344,800	408,900
	8	194,900	218,400	354,400	420,500
	9	204,200	226,100	363,800	431,600
	10	211,200	235,400	373,300	441,600
	11	218,400	243,700	382,700	451,000
	12	226,100	252,200	392,200	458,900
	13	234,100	260,600	401,600	465,100
	14	242,300	273,000	410,100	471,500
	15	250,600	282,300	420,500	478,000
	16	258,900	291,800	431,600	482,100
	17	267,100	301,400	441,600	486,200
	18	275,400	310,900	451,000	
	19	283,500	320,700	458,900	
	20	291,500	330,100	465,100	
	21	299,300	339,500	471,500	
	22	307,000	348,600	475,500	
	23	314,200	357,700		
	24	321,200	366,000		
	25	327,500	374,600		
	26	333,500	382,200		
	27		388,300		
	28		393,900		
	29		398,500		
	30		403,000		
	31		406,800		
32		410,100			
再任用職員		187,300	214,200	299,200	372,100

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	151,100	177,800	248,900	309,000	341,000
	2	156,700	186,200	256,200	318,300	352,500
	3	162,400	195,400	263,600	328,200	364,000
	4	168,600	201,100	272,800	338,400	375,400
	5	177,800	207,000	281,100	348,400	387,000
	6	186,200	212,800	289,600	358,100	398,800
	7	195,400	219,600	297,900	367,500	410,800
	8	201,100	226,500	306,500	376,800	422,100
	9	207,000	234,200	315,000	386,500	433,100
	10	212,800	241,400	323,300	396,200	443,500
	11	219,400	248,500	331,500	406,100	453,800
	12	226,300	255,800	339,100	415,200	462,700
	13	233,900	263,000	346,500	423,600	470,500
	14	241,100	270,300	354,000	432,100	478,100
	15	248,200	277,500	361,200	440,400	485,800
	16	255,500	285,100	368,700	448,000	492,700
	17	262,700	292,600	376,000	455,700	497,400
	18	269,900	300,100	383,400	463,300	501,600
	19	277,000	307,400	390,400	470,200	505,300
	20	284,300	314,300	396,900	474,800	
	21	291,400	321,200	402,800	478,700	
	22	298,200	327,500	407,500	482,200	
	23	305,100	333,800	411,500		
	24	311,800	339,700	415,700		
	25		345,500	419,500		
	26		351,300	422,800		
	27		357,000	425,300		
28		362,400				
再任用職員		233,800	266,300	307,100	348,000	378,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



第 2 条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項第 1 号中「100分の75」を「100分の72.5」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例中第 1 条の規定は平成17年12月 1 日から、第 2 条の規定は平成18年 4 月 1 日から施行する。

( 最高号給を超える給料月額の変更等 )

2 前項の規定による第 1 条の規定の施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

( 施行日前の異動者の号給等の調整 )

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 職員等が受けていた号給等の基礎 )

4 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第 1 条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

( 平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置 )

5 平成17年12月に支給する期末手当 ( 以下この項において「期末手当」という。 ) の額は、第 1 条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例 ( 以下この項において「改正後の給与条例」という。 ) 第 28 条第 2 項 ( 同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 ) 若しくは第 4 項から第 6 項まで若しくは第 36 条第 1 項、第 2 項、第 5 項若しくは第 7 項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例 ( 平成15年静岡市条例第 37 号 ) 第 4 条第 1 項又は静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例 ( 平成15年静岡市条例第 36 号 ) 第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額 ( 以下この項において「基準額」という。 ) から、次に掲げる額の合計額 ( 任命権者が定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。 ) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整

額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- ( 1 )平成17年 4 月 1 日( 同月 2 日から同年12月 1 日までの間に新たに職員となった者( 同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して任命権者が定めるものを除く。) にあっては、新たに職員になった日( 当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち任命権者が定める日)) において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当( 静岡市職員の給与に関する条例第19条第 2 項に規定する市規則で定める額を除く。) の月額合計額に100分の0.61を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数( 同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の任命権者が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して任命権者が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額
- ( 2 )平成17年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.61を乗じて得た額
- ( 委任)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第177号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例( 平成15年静岡市条例第259号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

## 別表第 1 (第 5 条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用 職員以 外の 職員	1			309,200	402,500
	2	146,500	190,000	322,700	412,400
	3	152,700	196,800	335,800	421,800
	4	159,900	203,800	345,800	431,100
	5	167,700	211,100	355,900	440,400
	6	176,700	219,000	366,100	449,300
	7	186,600	229,900	375,900	458,000
	8	193,200	241,400	385,400	466,400
	9	199,800	252,900	394,800	475,300
	10	206,500	265,100	403,700	484,200
	11	213,500	277,700	412,400	494,000
	12	220,800	290,800	421,000	503,100
	13	228,900	304,300	429,100	511,400
	14	236,600	317,600	436,800	518,700
	15	244,400	330,100	444,100	523,000
	16	252,300	340,000	451,500	527,400
	17	260,100	349,800	459,400	
	18	267,700	359,700	467,400	
	19	275,300	369,100	475,200	
	20	282,000	378,300	483,000	
	21	288,600	387,200	490,700	
	22	294,600	395,000	497,500	
	23	300,600	402,100	501,500	
	24	306,500	409,200		
	25	312,200	415,900		
	26	318,000	422,200		
	27	323,400	427,500		
	28	328,700	432,700		
	29	333,700	437,500		
	30	337,400	441,800		
	31	340,400	446,000		
	32	343,100	450,200		
	33	345,900	453,000		
	34	347,900	455,800		
	35	349,900	458,600		
	36	351,700	461,300		
	37	353,400	464,100		
	38	355,100	466,900		
	39	357,300			
	40	359,300			
	41	361,200			
再任用 職員		237,100	282,000	352,900	428,400

## 備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに指導主事及び社会教育主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で高等学校に勤務する教頭であるものの給料月額は、この表の額に 8,200 円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第 2 (第 5 条関係)

## 幼稚園教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		円	円	円
再任用 職員以 外の 職員	1			268,400
	2	146,500	161,900	281,900
	3	152,700	170,200	295,600
	4	159,900	179,100	309,200
	5	167,700	190,000	322,700
	6	176,700	196,800	335,800
	7	186,600	203,800	345,800
	8	193,200	211,100	355,900
	9	199,700	219,000	366,100
	10	206,300	229,900	374,700
	11	212,900	241,400	383,100
	12	219,800	252,900	391,000
	13	227,000	265,100	398,800
	14	234,200	277,700	406,200
	15	241,200	290,800	413,600
	16	248,200	304,300	420,800
	17	254,700	317,600	427,400
	18	261,000	330,100	434,000
	19	267,500	340,000	440,400
	20	273,300	349,700	446,200
	21	278,500	359,500	451,600
	22	283,400	367,800	456,100
	23	288,100	376,000	460,300
	24	292,200	383,500	464,000
	25	295,500	390,300	467,100
	26	298,800	396,500	469,900
	27	302,100	402,200	472,600
	28	304,500	407,400	
	29	306,300	412,100	
	30	308,100	416,900	
	31	309,800	421,600	
	32	311,400	425,600	
	33	313,100	429,700	
	34		433,600	
	35		437,200	
	36		439,600	
	37		442,000	
	38		444,300	
	39		446,700	
	40			449,100
再任用 職員		225,800	278,600	345,100

## 備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で幼稚園に勤務する園長であるものの給料月額は、この表の額に 8,000 円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

## ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

## ( 最高号給を超える給料月額の切替え等 )

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

## ( 施行日前の異動者の号給等の調整 )

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

## ( 職員等が受けていた号給等の基礎 )

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

## ( 委任 )

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

**規 則**

静岡市規則第173号

静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市老人福祉センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第93号）の一部を次のよう

に改正する。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「の許可」を「の利用の許可」に、「市長に」を「市長等（静岡市小鹿老人福祉センターにあっては市長を、静岡市小鹿老人福祉センター以外の老人福祉センターにあっては指定管理者をいう。以下同じ。）に」に、「市長が」を「市長等が」に、同条第 2 項中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 8 条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に、同項及び同条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 12 条」を「第 14 条」に、第 2 項中「第 13 条ただし書」を「第 15 条ただし書」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 9 条 条例第 18 条の規定による申請は、静岡市老人福祉センター指定管理者指定申請書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （ 1 ）静岡市老人福祉センター事業計画書（様式第 9 号）
- （ 2 ）静岡市老人福祉センター事業計画に関する収支予算書（様式第 10 号）
- （ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （ 4 ）役員名簿
- （ 5 ）経営（事業）状況に関する書類
- （ 6 ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第 10 条 市長は指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と当該指定管理者の指定に係るセンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次の掲げる事項を記載するものとする。

- （ 1 ）事業計画に関する事項
- （ 2 ）市が支払うべき管理費用に関する事項
- （ 3 ）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （ 4 ）事業報告に関する事項

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第 1 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、

「

利用する老人福祉センターの名称	静岡市小鹿老人福祉センター 静岡市 鯨ヶ池老人福祉センター 静岡市用宗 老人福祉センター 静岡市長尾川老人 福祉センター 静岡市清水中央老人福 祉センター 静岡市清水船越老人福祉 センター 静岡市清水折戸老人福祉セ ンター羽衣荘
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

」

「

利用する老人福祉センターの名称	
-----------------	--

に、

」

「

( 注 ) 利用する老人福祉センターの名称欄は、該当する事項に 印を付してください。 を  
 印欄は、記入しないで下さい。

」

「

( 注 ) 印欄は、記入しないで下さい。 に

」

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 静岡市小鹿老人福祉センター以外の場合は、

「(あて先) 静岡市長

「(あて先) 指定管理者

を 名 称 に替えること。

」 代表者氏名 」

様式第 2 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

利用する老人福祉センターの名称	静岡市小鹿老人福祉センター 静岡市 鯨ヶ池老人福祉センター 静岡市用宗 老人福祉センター 静岡市長尾川老人 福祉センター 静岡市清水中央老人福 祉センター 静岡市清水船越老人福祉 センター 静岡市清水折戸老人福祉セ ンター羽衣荘	を
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

利用する老人福祉センターの名称		に
-----------------	--	---

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 静岡市小鹿老人福祉センター以外の場合は、

「 指定管理者  
 を 名 称 に替えること。  
 静岡市長 氏 名 印 」 代表者氏名 印 」

様式第 3 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、

利用する老人福祉センターの名称	静岡市小鹿老人福祉センター 静岡市鯨ヶ 池老人福祉センター 静岡市用宗老人福祉 センター 静岡市長尾川老人福祉センター 静岡市清水中央老人福祉センター 静岡 市清水船越老人福祉センター 静岡市清水 折戸老人福祉センター羽衣荘	を
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

利用する老人福祉センターの名称		に、
-----------------	--	----





## 静岡市規則第174号

静岡市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市老人憩の家条例施行規則（平成15年静岡市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「第4条」を「第6条」に、「憩の家」を「静岡市老人憩の家（以下「憩の家」という。）」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第4条 条例第11条の規定による申請は、静岡市老人憩の家指定管理者指定申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）静岡市老人憩の家事業計画書（様式第4号）
- （2）静岡市老人憩の家事業計画に関する収支予算書（様式第5号）
- （3）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （4）役員名簿
- （5）経営（事業）状況に関する書類
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第5条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と憩の家の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）事業計画に関する事項
- （2）市が支払うべき管理費用に関する事項
- （3）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （4）事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、

「 静岡市長 様 「 (あて先) 指定管理者  
を 名 称 に、  
」 代表者氏名 」

「次のとおり老人憩の家を利用したいので、」を「静岡市老人憩の家条例第 6 条の規定により老人憩の家を利用したいので、次のとおり」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、

「 「 指定管理者  
を 名 称 に、  
静岡市長 氏 名 印 代表者 氏 名 印  
」 」

「次のとおり老人憩の家の利用を」を「年 月 日付けで申請のあった老人憩の家の利用については、次のとおり」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【「様式」は掲載省略】

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条を第 3 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 2 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 175 号

静岡市世代間交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 11 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市世代間交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市世代間交流センター条例施行規則（平成 15 年静岡市規則第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 3 条」を「第 6 条」に、「センター」を「静岡市世代間交流センター（以下「センター」という。）」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とする。



「  
指定管理者  
を 名 称 に、  
静岡市長 氏 名 印 代表者 氏 名 印  
」

「次のとおり世代間交流センターの利用を」を「 年 月 日付けで申請のあった世代間交流センターの利用については、次のとおり」に改める。

様式第 3 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に、「次のとおり世代間交流センターの使用料の減額免除を受けたいので、」を「世代間交流センターの使用料の減額免除を受けたいので、静岡市世代間交流センター条例第 11 条の規定により次のとおり」に改める。

様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に、「次のとおり世代間交流センターの使用料の還付を受けたいので、」を「世代間交流センターの使用料の還付を受けたいので、静岡市世代間交流センター条例第 12 条ただし書の規定により次のとおり」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

【「様式」は掲載省略】

#### 附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条を第 6 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定及び様式第 5 号の次に 3 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

#### 静岡市規則第 176 号

静岡市清水海洋活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 11 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市清水海洋活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水海洋活動センター条例施行規則（平成 17 年静岡市規則第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条中「第 4 条」を「第 6 条」に、「センター（センターのカヌー、ボードセーリング

及びディンギーヨットを含む。次条において同じ。)」を「静岡市清水海洋活動センター（以下「センター」という。以下この条及び次条においては、センターのカヌー及びディンギーヨットを含む。）」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 9 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「第 10 条ただし書」を「第 12 条ただし書」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「第 4 条」を「第 6 条」に、

「

利用舟艇	カヌー	艇	人	指導（要・否）
	ボードセーリング	艇	人	指導（要・否）
	ディンギーヨット	艇	人	指導（要・否）

を

」

「

利用舟艇	カヌー	艇	人	指導（要・否）
	ディンギーヨット	艇	人	指導（要・否）

に

」

改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、

「

利用舟艇	カヌー	艇	人	指導（要・否）
	ボードセーリング	艇	人	指導（要・否）
	ディンギーヨット	艇	人	指導（要・否）

を

」

「

利用舟艇	カヌー	艇	人	指導（要・否）
	ディンギーヨット	艇	人	指導（要・否）

に

」

改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「第 9 条」を「第 11 条」に改める。

様式第 5 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 6 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「第 10 条ただし書」を「第 12 条ただし書」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市規則第 177 号

静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 11 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

#### 静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市都市公園条例施行規則（平成 15 年静岡市規則第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項を削る。

第 3 条を次のように改める。

（利用の許可の申請）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する公園施設のうち、清水清見潟公園、清水桜ヶ丘公園及び清水月見公園の庭球場並びに清水船越堤公園の野外ステージ及び茶室兼多目的集会所の利用の許可を受けようとする者にあつては市長に、駿府公園の茶室、清水日本平運動公園の球技場及び庭球場並びに清水清見潟公園の体育館の利用の許可を受けようとする者にあつては指定管理者に、申請書を提出しなければならない。

2 市長又は指定管理者は、前項の規定により申請した者に利用を許可したときは、許可書を交付するものとする。

第 4 条第 1 項中「有料施設のうち」を「条例第 6 条第 1 項に規定する公園施設のうち駿府公園の」に改め、同条第 2 項中「東御門・巽櫓」を「駿府公園の東御門・巽櫓」に、「第 7 条第 2 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「東御門・巽櫓」を「駿府公園の東御門・巽櫓」に改め、同条第 4 項中「ウォータースライダー、」を「大浜公園のウォータースライダー並びに清水清見潟公園の」に改める。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条から第 13 条までを 2 条ずつ繰り

上げる。

第14条第 8 号から第39号までを次のように改める。

- ( 8 ) 条例第23条の 2 第 3 項の規定による保管する工作物等の一覧簿 保管工作物等一覧簿 ( 様式第 8 号 )
- ( 9 ) 条例第23条の 4 の規定による工作物等を返還するときの受領書 受領書 ( 様式第 9 号 )
- ( 10 ) 条例第25条第 1 号の規定による工事の着手又は完了に係る届出書 工事着手 ( 完了 ) 届 ( 様式第10号 )
- ( 11 ) 条例第25条第 1 号の規定による利用等の廃止又は原状回復に係る届出書 公園利用等廃止 ( 原状回復 ) 届 ( 様式第11号 )
- ( 12 ) 条例第25条第 2 号の規定による土地、物件について所有権の移転に係る届出書 所有権移転届 ( 様式第12号 )
- ( 13 ) 条例第25条第 2 号の規定による土地、物件について抵当権の設定に係る届出書 抵当権設定届 ( 様式第13号 )
- ( 14 ) 条例第25条第 2 号の規定による土地、物件について抵当権の移転に係る届出書 抵当権移転届 ( 様式第14号 )
- ( 15 ) 第 2 条第 1 項に規定する公園施設の設置に係る許可書 公園施設設置許可書 ( 様式第15号 )
- ( 16 ) 第 2 条第 1 項に規定する公園施設の管理に係る許可書 公園施設管理許可書 ( 様式第16号 )
- ( 17 ) 第 2 条第 1 項に規定する公園施設の設置又は管理の許可事項の変更に係る許可書 公園施設設置 ( 管理 ) 許可事項変更許可書 ( 様式第17号 )
- ( 18 ) 第 2 条第 2 項に規定する公園占用に係る許可書 公園占用許可書 ( 様式第18号 )
- ( 19 ) 第 2 条第 2 項に規定する公園占用の許可事項の変更に係る許可書 公園占用許可事項変更許可書 ( 様式第19号 )
- ( 20 ) 第 2 条第 3 項に規定する公園内の行為に係る許可書 公園内行為許可書 ( 様式第20号 )
- ( 21 ) 第 2 条第 3 項に規定する公園内行為の許可事項の変更に係る許可書 公園内許可行為変更許可書 ( 様式第21号 )
- ( 22 ) 第 3 条第 1 項に規定する公園施設の利用許可に係る申請書 公園施設利用許可申請書 ( 様式第22号 )



- (23) 第 3 条第 2 項に規定する公園施設の利用に係る許可書 公園施設利用許可書 (様式第23号)
- (24) 第 4 条第 1 項に規定する駿府公園の東御門・巽櫓の入場に係る入場券 東御門・巽櫓入場券 (様式第24号)
- (25) 第 4 条第 1 項に規定する駿府公園の日本庭園の入場に係る入場券 日本庭園入場券 (様式第25号)
- (26) 第 4 条第 1 項に規定する駿府公園の東御門・巽櫓及び日本庭園の入場に係る共通入場券 東御門・巽櫓、日本庭園共通入場券 (様式第26号)
- (27) 第 4 条第 3 項に規定する駿府公園の東御門・巽櫓及び日本庭園の団体入場に係る申込書 (東御門・巽櫓 / 日本庭園 / 共通) 団体入場申込書 (様式第27号)
- (28) 第 4 条第 3 項に規定する駿府公園の東御門・巽櫓及び日本庭園の団体入場に係る入場券 (東御門・巽櫓 / 日本庭園 / 共通) 団体入場券 (様式第28号)
- (29) 第 4 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する大浜公園のウォータースライダーの利用に係る使用券 ウォータースライダー使用券 (様式第29号)
- (30) 第 4 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する清水清見潟公園の体育館の器具及び備品の利用に係る使用券 器具及び備品使用券 (様式第30号)
- (31) 第 4 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する清水清見潟公園の室内プールの利用に係る使用券 屋内プール使用券 (様式第31号)
- (32) 第 4 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する清水清見潟公園のトレーニング室の利用に係る使用券 トレーニング室使用券 (様式第32号)
- (33) 第 5 条第 1 項に規定するプールの団体利用の許可に係る申請書 公園プール団体利用許可申請書 (様式第33号)
- (34) 第 5 条第 2 項に規定するプールの団体利用に係る許可書 公園プール団体利用許可書 (様式第34号)
- (35) 第 6 条の規定による入場料の徴収総額に係る報告書 入場料徴収総額報告書 (様式第35号)
- (36) 第 7 条第 1 項に規定する使用料の全部又は一部の還付に係る使用料還付申請書 公園使用料還付申請書 (様式第36号)
- (37) 第 7 条第 1 項に規定する公園の利用の許可に係る利用許可取消申出書 公園利用許可取消申出書 (様式第37号)
- (38) 第 8 条第 1 項に規定する使用料の減額又は免除に係る申請書 公園使用料減額・免



「  
 第 6 条第 1 項の規定により清水船越堤公園 野外ステージ に改め、  
 茶室兼多目的集会室  
 」

同様式を様式第22号その 6 とする。

様式第22号その 3 中「有料施設利用許可申請書」を「公園施設利用許可申請書」に、  
 「(あて先) 静岡市長 (あて先) 指定管理者  
 を 名 称 に、  
 」 代表者氏名 」

「第 7 条第 2 項の規定により有料施設」を「第 6 条第 1 項の規定により清水日本平運動公園  
 園庭球場」に改め、同様式を様式第22号その 2 とする。

様式第22号その 4 中「有料施設利用許可申請書」を「公園施設利用許可申請書」に、  
 「(あて先) 静岡市長 (あて先) 指定管理者  
 を 名 称 に、  
 」 代表者氏名 」

「第 7 条第 2 項の規定により公園施設」を「第 6 条第 1 項の規定により清水日本平運動公園  
 園庭球場」に、「日本平運動公園庭球場」を「清水日本平運動公園庭球場」に改め、同様式  
 を様式第22号その 3 とする。

様式第22号その 5 中「有料施設利用許可申請書」を「公園施設利用許可申請書」に、  
 「(あて先) 静岡市長 (あて先) 指定管理者  
 を 名 称 に、  
 」 代表者氏名 」

「第 7 条第 2 項の規定により有料施設」を「第 6 条第 1 項の規定により清水清見潟公園」  
 に改め、同様式を様式第22号その 4 とする。

様式第 8 号その 2 を様式第22号その 5 とする。

様式第 8 号の 2 を様式第 8 号とする。

様式第21号その 1 を様式第23号その 7 とする。

様式第23号その 1 中「有料施設利用許可書」を「公園施設利用許可書」に、  
 「  
 指定管理者  
 を 名 称 に、  
 静岡市長 氏 名 印 」 代 表 者 氏 名 印 」

「有料施設（駿府公園茶室）」を「駿府公園茶室」に改める。

様式第23号その2中「有料施設利用許可書」を「公園施設利用許可書」に、「有料施設の」  
「 野外ステージ  
を 清水船越堤公園 の に改め、  
茶室兼多目的集会室 」  
同様式を様式第23号その6とする。

様式第23号その3中「有料施設利用許可書」を「公園施設利用許可書」に、

「 指定管理者  
を 名 称 に、  
静岡市長 氏 名 印 」 代 表 者 氏 名 印 」

「有料施設の」を「清水日本平運動公園球技場の」に改め、同様式を様式第23号その2とする。

様式第23号その4中「有料施設利用許可書」を「公園施設利用許可書」に、

「 指定管理者  
を 名 称 に、  
静岡市長 氏 名 印 」 代 表 者 氏 名 印 」

「公園施設の」を「清水日本平運動公園庭球場の」に、「日本平運動公園庭球場」を「清水日本平運動公園庭球場」に改め、同様式を様式第23号その3とする。

様式第23号その5中「有料施設利用許可書」を「公園施設利用許可書」に、

「 指定管理者  
を 名 称 に、  
静岡市長 氏 名 印 」 代 表 者 氏 名 印 」

「有料施設の」を「清水清見潟公園の」に改め、同様式を様式第23号その4とする。

様式第21号その2中「印」を「印」に改め、同様式を様式第23号その5とする。

様式第20号を様式第21号とし、様式第9号から様式第19号までを1様式ずつ繰り下げる。

様式第8号の3を様式第9号とする。

様式第24号を削り、様式第25号を様式第24号とし、様式第26号から様式第40号までを1様式ずつ繰り上げる。

様式第39号の次に次の3様式を加える。

【「様式」は掲載省略】

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条の次に2条を加える改正

規定及び様式第39号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

#### 静岡市規則第178号

第10回静岡市営静岡競輪前節及び第10回静岡市営静岡競輪後節の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第10回静岡市営静岡競輪前節及び第10回静岡市営静岡競輪後節の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、第10回静岡市営静岡競輪前節及び第10回静岡市営静岡競輪後節の開催に伴う財務事務の取扱いについて、静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号。以下「会計規則」という。)及び静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号。以下「契約規則」という。)の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第10回静岡市営静岡競輪前節 平成18年1月2日から同月4日までの予定で開催される平成17年度第10回静岡市営静岡競輪をいう。
- (2) 第10回静岡市営静岡競輪後節 平成18年1月22日から同月24日までの予定で開催される平成17年度第10回静岡市営静岡競輪をいう。
- (3) 臨時場外 第10回静岡市営静岡競輪前節及び第10回静岡市営静岡競輪後節の開催に当たり、市が自転車競技法(昭和23年法律第209号)第4条の規定により設置する臨時場外車券売場をいう。

(資金前渡の範囲の特例)

第3条 会計規則第75条に定めるもののほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、臨時場外の運営に要する経費で、当該臨時場外の設置場所において支払をするものとする。

(契約書の省略の特例)

第4条 前条の規定により資金前渡することができる経費に係る契約を随意契約の方法に

より行うときは、契約規則第33条第1項及び第34条の規定（委託事務及びこれに類するものに係る契約にあつては、これらの規定のほか静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）第24条第3項の規定）にかかわらず、契約書の作成を省略し、及び請書その他これに準ずる書面を提出させないことができる。

（前渡資金の精算の特例）

第5条 第3条の規定により資金前渡された経費の精算については、会計規則第79条第1項第2号に規定する期間にかかわらず、これを行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成18年5月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第179号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第121条中「規定する福祉事務所」の次に「、区選挙管理委員会事務局」を加える。

第136条中「指定金融機関その他市長が指定する金融機関」を「指定金融機関等その他安全確実に有価証券を管理することのできる機関として市長が認めるもの」に改める。

別表第1中

「

市民局市民生活部市民生活課	課長	改葬許可証交付手数料、墓地使用許可証明交付手数料、市営墓地管理料及び各種発行物売払収入の収納	所属職員
---------------	----	------------------------------------------------	------

を

」

市民局市民生活部市民生活課	課長	改葬許可証交付手数料、墓地使用許可証明交付手数料、市営墓地管理料、各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
---------------	----	---------------------------------------------------------	------

に、

市民局市民生活部青少年育成課	課長	清水海洋活動センター使用料及び講座の開催等に係る諸収入の収納	所属職員
----------------	----	--------------------------------	------

を

市民局市民生活部青少年育成課	課長	清水海洋活動センター使用料及び講座の開催等に係る諸収入の収納	所属職員
市民局市民生活部井川支所	支所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

に、

教育委員会事務局教育総務課	課長	青少年の家使用料及び登呂博物館教室等会費収入の収納	所属職員
---------------	----	---------------------------	------

を

教育委員会事務局教育総務課	課長	青少年の家使用料、登呂博物館教室等会費収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
---------------	----	------------------------------------	------

に

改める。

## 別表第 2 中

「

各区役所地域総務課	課長	各種発行物売払収入及び複写機の使用等に係る諸収入の収納	所属職員
-----------	----	-----------------------------	------

を

」

「

各区役所地域総務課	課長	各種発行物売払収入、複写機の使用等に係る諸収入その他所管に係る諸収入の収納	所属職員
-----------	----	---------------------------------------	------

に

」

改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第180号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成15年静岡市規則第257号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 静岡消防団の表第 17 分団の項中「川合新田、上土新田」を「南沼上一丁目の一部」に改め、同表第 18 分団の項中「南沼上」の次に「、南沼上一丁目の一部、南沼上二丁目」を加える。

## 附 則

この規則は、平成17年11月26日から施行する。



## 静岡市規則第181号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の140」を「100分の150」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の80」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

## 静岡市規則第182号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

平成17年11月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替

え等に関する規則を廃止する規則

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成15年静岡市規則第302号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

## 教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第25号

静岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市公民館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第 2 項中「静岡公民館」を「条例第 4 条に規定する静岡市中央公民館等」に、「清水公民館」を「同条に規定する静岡市清水公民館等」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「第 8 条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第10条第 1 項中「第15条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とし、第11条を第 9 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市教育委員会 様」を「（あて先）静岡市教育委員会」に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第 7 条」を「第 9 条」に改める。

様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に、「第 7 条」を「第 5 条」に改める。

様式第 6 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「静岡市教育委員会 様」を「（あて先）静岡市教育委員会」に、「第 8 条」を「第 6 条」に改める。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第26号

静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

## 静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市図書館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条を第3条とする。

第6条第1項中「第8条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第2項第3号中「第4条第2項」を「第2条第2項」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項第3号中「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第5条とする。

第8条第2項中「(様式第2号)」を削り、同条を第6条とする。

第9条第3項中「届出た」を「届け出た」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1号中「第7条」を「第5条」に改め、同条を第8条とし第11条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

第16条第2号中「第9条、第11条第1項、第13条又は第14条」を「第7条、第9条、第11条又は第12条」に改め、同条を第14条とする。

第17条第2項中「静岡市立静岡中央図書館長」を「静岡市立中央図書館長」に改め、同条第3項中「第6条から第12条まで、第15条」を「第4条から第10条まで、第13条」に改め、同条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条第1項中「第5条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第21条を第19条とし、第22条から第24条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2を削る。

様式第1号から様式第3号までの様式中「第8条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「第13条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第 6 号中「第18条関係」を「第16条関係」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「第19条関係」を「第17条関係」に改める。

様式第 9 号及び様式第10号中「第20条関係」を「第19条関係」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第27号

静岡市視聴覚教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市視聴覚教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市視聴覚教育施設条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「センター」を「静岡市視聴覚センター（以下「センター」という。）」に改め、同条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「第10条第 2 項」を「第12条第 2 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 1 項中「ライブラリー」を「静岡市清水視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）」に改め、同条を第 6 条とし第 9 条から第11条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第12条第 1 項中「第15条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「第10条第 2 項」を「第12条第 2 項」

に改める。

様式第 6 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

静岡市教育委員会規則第28号

静岡市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市博物館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「登呂博物館等」を「静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館（以下これらを「登呂博物館等」という。）」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 2 項第 1 号」を「第 6 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 4 項中「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 6 条第 2 項第 2 号」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条第 1 項中「第 4 条第 4 項」を「第 6 条第 4 条」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 6 条」を「第 8 条第 1 項」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第 4 条とし、第 7 条から第10条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第11条第 1 項中「登呂博物館」を「静岡市立登呂博物館（以下この条及び次条第 1 項において「登呂博物館」という。）」に改め、同条を第 9 条とし、第12条から第14条までを 2 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、「第 4 条第 4 項」を「第 6 条第 4 項」に改める。

様式第 4 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」

に改める。

様式第 6 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 7 号中「第 9 条関係」を「第 7 条関係」に、「第 9 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

様式第 8 号中「第 9 条関係」を「第 7 条関係」に、

「 1 静岡市立博物館条例第 8 条の規定により、受託物が、天災その他不可抗力により  
損傷し、又は滅失した場合は、市はその責めを負いません。」

「 1 受託物が、天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、市はその責  
めを負いません。」

改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

静岡市教育委員会規則第29号

静岡市青年研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市青年研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市青年研修センター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 4 条」を「第 6 条」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「利用の」を「静岡市青年研修センター（以下「青年研修センター」という。）の利用の」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「第 9 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「第 4 条」を「第 6 条」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第30号

静岡市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市少年自然の家条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 6 条」を「第 8 条第 1 項」に、「少年自然の家の」を「条例第 2 条の表に掲げる少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「第12条」を「第14条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条中「第13条ただし書」を「第15条ただし書」に改め、同条を第 7 条とし、第10条から第14条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第15条第 1 項中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第13条とし、第16条から第18条までを 2 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「第 6 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、

「静岡市少年自然の家出納員  
所長 印」を「静岡市出納員（分任出納員） 印」に改める。  
様式第 4 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「第 12 条」を「第 14 条」に改める。  
様式第 5 号中「第 9 条関係」を「第 7 条関係」に、「第 13 条ただし書」を「第 15 条ただし書」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第 31 号

静岡市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 11 月 15 日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

#### 静岡市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市青少年の家条例施行規則（平成 15 年静岡市教育委員会規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「青少年の家の」を「静岡市青少年の家（以下「青少年の家」という。）の」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 9 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「第 10 条」を「第 12 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「第 11 条ただし書」を「第 13 条ただし書」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市教育委員会 様」を「（あて先）静岡市教育委員会」に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、



「静岡市教育委員会 部 課出納員  
課長 印」を「静岡市出納員（分任出納員） 印」  
に改める。

様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

様式第 5 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第32号

静岡市文化財資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

#### 静岡市文化財資料館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市文化財資料館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「資料館」を「静岡市文化財資料館（以下「資料館」という。）」に改め、同条 3 項中「第 3 条第 2 項第 1 号」を「第 5 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 4 項中「第 3 条第 2 項第 2 号」を「第 5 条第 2 項第 2 号」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 5 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 7 条から第13条までを 2 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に、「静岡市教育委員会 様」を「(あて先) 静岡市教育委員会」に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

様式第 4 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 5 条」を「第 7 条」に改める。

様式第 6 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 7 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に、「静岡市教育委員会 様」を「(あて先) 静岡市教育委員会」に、「第 8 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

様式第 8 号中「第 9 条関係」を「第 7 条関係」に、「静岡市教育委員会 様」を「(あて先) 静岡市教育委員会」に、「第 9 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

様式第 9 号中「第 9 条関係」を「第 7 条関係」に、

「 2 受託物件は、資料館所蔵の資料と同一の取り扱いをいたします。

3 受託物件は、静岡市文化財協会が市との委託契約により保管します。」を

「 2 受託物件は、資料館所蔵の資料と同一の取り扱いをいたします。」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第33号

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に、「照明施設の」を「静岡市立学校グラウンド夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「第 6 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条から第 8 条

までを 1 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市教育委員会 様」を「(あて先) 静岡市教育委員会」に、「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

様式第 4 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改め、「静岡市教育委員会 様」を「(あて先) 静岡市教育委員会」に改め、「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第 34 号

静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 11 月 15 日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

#### 静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市スポーツ広場条例施行規則(平成 15 年静岡市教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条本文中「第 3 条」を「第 5 条」に、「広場の」を「スポーツ広場(以下「広場」という。)の」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条中「第 7 条ただし書」を「第 9 条ただし書」に改め、同条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、「第 6 条」を「第 8 条」に改める。

様式第 5 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 6 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「第 7 条ただし書」を「第 9 条ただし書」に改める。

様式第 7 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第35号

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則(平成15年静岡市教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に、「クライミング場の」を「静岡市清水駅東口クライミング場(以下「クライミング場」という。)の」に、「受けようとする」を「受けようとする者」に、「教育委員会」を「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条中「第 4 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 7 条を第 5 条とする。

第 8 条中「第 6 条ただし書」を「第 8 条ただし書」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 2 条関係」に、「静岡市教育委員会 様」を「(あて先)静岡市教育委員会」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に、

「静岡市教育委員会 部 課出納員 を 静岡市出納員(分任出納員) 課長 印 」

改める。

様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

様式第 5 号中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 6 号中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に改め、「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第36号

清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成17年11月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止する規則

清水市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成 4 年清水市教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 静岡市教育委員会規則第37号

静岡市教育委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月24日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市教育委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を  
改正する規則

静岡市教育委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡市教育

委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成15年静岡市条例第5号」を「平成17年静岡市条例第9号」に、「平成15年静岡市規則第4号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。  
( 静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部改正 )
- 2 静岡市教育委員会事務局事務専決規則 ( 平成15年静岡市教育委員会規則第16号 ) の一部を次のように改正する。

別表 1 共通専決事項 ( 1 ) 一般に関する事項中

「

22 公文書の公開又は個人情報の開示の可否の決定をすること。	重要なもの		
--------------------------------	-------	--	--

を

」

「

22 公文書の公開又は保有個人情報の開示等の可否の決定をすること。	重要なもの		
-----------------------------------	-------	--	--

に

」

改める。

静岡市教育委員会規則第38号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

平成17年11月24日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を廃止する規則

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する

規則（平成15年静岡市教育委員会規則第67号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

## 人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第40号

静岡市人事委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月17日

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市人事委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市人事委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成15年静岡市条例第5号」を「平成17年静岡市条例第9号」に、「平成15年静岡市規則第4号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第41号

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月17日

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25

号)の一部を次のように改正する。

第37条各号を次のように改める。

( 1 ) 生命をとして職務 ( 公益法人等派遣職員の派遣先の業務及び海外派遣職員の海外派遣先の業務を含む。 ) を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合 2号給

( 2 ) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じて離職する場合 2号給

第38条第 1 項中「若しくは第 2 号」を削る。

附 則

この規則は、平成17年12月 1 日から施行する。

#### 静岡市人事委員会規則第42号

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年11月17日

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則 ( 平成17年静岡市人事委員会規則第26号 ) の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項各号を次のように改める。

( 1 ) 生命をとして職務 ( 公益法人等派遣職員の派遣先の業務及び海外派遣職員の海外派遣先の業務を含む。 ) を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合 2号給

( 2 ) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じて離職する場合 2号給

第23条第 1 項中「若しくは第 2 号」を削る。

附 則

この規則は、平成17年12月 1 日から施行する。



## 静岡市人事委員会規則第43号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに制定する。

平成17年11月25日

静岡市人事委員会

委員長 向坂達也

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年静岡市条例第176号)附則第2項及び静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年静岡市条例第177号)附則第2項の規定に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第2条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2並びに静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号。以下「教職員給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額×

その者の施行日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。)

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(期間の通算)

第 3 条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与条例第 6 条第 6 項ただし書又は教職員給与条例第 6 条第 6 項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年12月 1 日から施行する。

## 企業局管理規程

静岡市企業局管理規程第29号

静岡市公営企業管理者の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成17年11月30日

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

静岡市公営企業管理者の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

静岡市公営企業管理者の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成15年静岡市条例第 5 号」を「平成17年静岡市条例第 9 号」に、「平成15年静岡市規則第 4 号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この規程は、平成17年12月 1 日から施行する。

静岡市企業局管理規程第30号

静岡市企業局事務専決規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成17年11月30日

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

静岡市企業局事務専決規程の一部を改正する規程

静岡市企業局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第 7 号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第 1 共通専決事項及び合議事項（ 1 ）一般に関する事項の表中

「

20 公文書の公開又は個人情報の開示の可否の決定をすること。	重要なもの				を
--------------------------------	-------	--	--	--	---

」

「

20 公文書の公開又は保有個人情報の開示等の可否の決定をすること。	重要なもの				に
-----------------------------------	-------	--	--	--	---

」

改める。

附 則

この規程は、平成17年12月 1 日から施行する。

## 市 訓 令

静岡市訓令第51号

各局

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月30日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 4 条第 3 項第 4 号中「平成15年静岡市条例第 5 号」を「平成17年静岡市条例第 9 号」に改め、「又は」の次に「保有個人情報の」を加える。

様式第 4 号中「主管課」を「担当課」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年12月 1 日から施行する。

## 静岡市訓令第52号

財政局

駿河区役所

清水区役所

静岡市警備員服務規程（平成15年静岡市訓令第22号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月30日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別表を次のように改める。

## 別表（第5条関係）

	静岡庁舎及び駿河区役所	清水庁舎
勤務時間	勤務時間は、1週間当たり40時間とし、その割振りは、管財課長又は駿河区役所地域総務課長が別に定める。	勤務時間は、1週間当り32時間とし、その割振りは、清水区役所地域総務課長が別に定める。
週休日	週休日は、4週間につき6日以上とし、あらかじめ管財課長又は駿河区役所地域総務課長が警備員ごとに指定する日とする。	週休日は、1週間につき1日以上とし、あらかじめ清水区役所地域総務課長が警備員ごとに指定する日とする。
休憩時間	休憩時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの勤務時間のうち、1時間30分とし、その割振りは、勤務時間の途中で勤務の状況に応じて管財課長又は駿河区役所地域総務課長が警備員ごとに指定する。	休憩時間は、勤務時間が8時間の時は45分とし、その割振りは、勤務時間の途中で勤務の状況に応じて清水区役所地域総務課長が警備員ごとに指定する。
睡眠時間	睡眠時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの勤務時間のうち、5時間15分とし、その割	睡眠時間は、4時間とし、午後5時10分から翌日の午前8時35分までの夜間勤務の場合に与えるもの

振りは、勤務の状況に応じて管財課長又は駿河区役所地域総務課長が警備員ごとに指定する。

とし、その割振りは、勤務の状況に応じて清水区役所地域総務課長が警備員ごとに指定する。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第38号

消防防災局

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月18日

静岡市消防長 森 下 克 弘

別表の2 静岡市千代田消防署の表消防署の項中「、上土新田」及び「、川合新田」を削り、「川合三丁目」の次に「、南沼上一丁目、南沼上二丁目」を加え、同表瀬名出張所の項中「南瀬名町」の次に「、上土新田」を加える。

#### 附 則

この訓令は、平成17年11月26日から施行する。

## 市 告 示

静岡市告示第386号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月21日

静岡市長 小 嶋 善 吉

表に次のように加える。

静岡市リバウエル井川リフト使用料の徴収事務	リバウエル井川運営組合組合長
-----------------------	----------------

附 則

この告示は、平成17年12月23日から施行する。

### 市議会告示

静岡市議会告示第 8 号

静岡市議会事務局処務規程（平成15年静岡市議会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月24日

静岡市議会議長 伊 東 稔 浩

別表一般に関する事項の表中

「	5 公文書の公開又は個人情報の開示等の可否の決定をすること。	重要なもの			を
	」				
「	5 公文書の公開又は保有個人情報の開示等の可否の決定をすること。	重要なもの			に
	」				

改める。

附 則

この告示は、平成17年12月 1 日から施行する。

## 静岡市議会告示第 9 号

静岡市議会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市議会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月24日

静岡市議会議長 伊 東 稔 浩

本則中「平成15年静岡市条例第 5 号」を「平成17年静岡市条例第 9 号」に、「平成15年静岡市規則第 4 号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月 1 日から施行する。

**監査委員告示**

## 静岡市監査委員告示第 3 号

静岡市監査委員の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月29日

静岡市代表監査委員 亀 山 博 史

本則中「平成15年静岡市条例第 5 号」を「平成17年静岡市条例第 9 号」に、「平成15年静岡市規則第 4 号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月 1 日から施行する。

**固定資産評価審査委員会告示**

## 静岡市固定資産評価審査委員会告示第 2 号

静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市固定資産評価審査委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月29日

静岡市固定資産評価審査委員会

委員長 栗原孝和

本則中「平成15年静岡市条例第5号」を「平成17年静岡市条例第9号」に、「平成15年静岡市規則第4号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

## 農業委員会告示

静岡市農業委員会告示第39号

静岡市農業委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市農業委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月22日

静岡市農業委員会会長 大橋将孝

本則中「静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）」を「静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）」に、「平成15年静岡市規則第4号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の40万を超える場



合に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 17 年 12 月 2 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

1	50 分の 1 の数	11,486
2	6 分の 1 の数	95,716
3	3 分の 1 の数	191,432
選挙区ごとの 3 分の 1		
	葵 区	71,594
	駿 河 区	56,342
	清 水 区	63,497
4	総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	162,383

静岡市選挙管理委員会告示第 90 号

静岡市農業委員会委員選挙の投票区の区画指定について（平成 15 年静岡市選挙管理委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 12 月 2 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

区画明細書の表第 1 区の部第 3 投票区の項投票区の区画の欄中「東瀬名町」を「東瀬名町（除自 15 番 1 号至 15 番 20 号及び自 16 番 33 号至 16 番 48 号）」に改め、同表第 7 区の部第 24 投票区の項投票区の区画の欄中「清水区」の前に「葵区の区域のうち東瀬名町の一部（自 15 番 1 号至 15 番 20 号及び自 16 番 33 号至 16 番 48 号）の区域並びに」を加える。

附 則

この告示は、平成 17 年 12 月 2 日から施行する。

**葵区選挙管理委員会告示**

静岡市葵区選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年12月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

4 箇月経過・誤載抹消者

男 490人 女 421人 計 911人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年12月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

男 1人 女 0人 計 1人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第42号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第5項の規定に基づき、調製した平成18年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名は、次のとおりである。

平成17年12月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

【「次のとおり」は掲載省略】

## 静岡市葵区選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法による静岡市葵区の選挙投票区の区画を指定した告示（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のとおり改正する。

平成17年12月3日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

区画明細書の表第25投票区の項投票区の区画の欄中「、川合新田」を削り、「南沼上の一部（除自1467番地至1521番地）」の次に「、南沼上一丁目、南沼上二丁目」を加える。

**駿河区選挙管理委員会告示**

## 静岡市駿河区選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年12月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

4 箇月経過・誤載抹消者

男 554人 女 408人 計 962人

【「次の者」は掲載省略】

## 静岡市駿河区選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年12月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

男 1人 女 0人 計 1人

【「次の者」は掲載省略】

## 静岡市駿河区選挙管理委員会告示第41号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第5項の規定に基づき、調製した平成18年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名は、次のとおりである。

平成17年12月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

【「次のとおり」は掲載省略】

**清水区選挙管理委員会告示**

## 静岡市清水区選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年12月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

## 4 箇月経過者

男 354人 女 259人 計 613人

【「次の者」は掲載省略】

## 静岡市清水区選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

平成17年12月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

男 1人 女 1人 計 2人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第48号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第5項の規定に基づき、調製した平成18年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名は、次のとおりである。

平成17年12月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

【「次のとおり」は掲載省略】